



活動  
報告書  
No. **22**

**挑戦**

せずして、  
**未来**  
が開けますか。

We have potentials



**Potential**  
安心も自立も挑戦の先にある

Q

《質問》  
危険な空家に対するこれまでの取組みと課題認識についてどのようにお考えでしょうか。

A

《答弁》都市建築部長  
県としては、特別措置法の公布に先立つ平成26年7月に市町村や関係団体と連携して岐阜県空家等対策協議会を独自に設置し、危険な空家に対する取組み事例の情報提供や、市町村担当職員研修会を実施するなど、空家対策に取り組んでまいりました。  
加えて、市町村が実施する空家の除却への補助金や略式代執行に必要な経費に対して、補助率3分1、上限100万円の補助を実施しており、平成30年度までの2年間で9市町村の44件の空家除却に活用されたところです。  
一方で、現在の空家等対策計画を策定した市町村は30自治体、除却補助制度を設けた市町村は14自治体に留まっており、**今後は議員ご提案の通り、除却に対する取組みの促進が必要であると考えております。**

**特定空家等の積極的な除去が進みます。**



Q

《質問》  
これまでの課題を踏まえ今後の取組みについてお尋ねいたします。

A

《答弁》都市建築部長  
特別措置法において、県では市町村が講ずる措置について、情報の提供及び技術的な助言、市町村相互間の連絡調整、その他必要な援助を行うように努める事とされております。このため、市町村に向けては、県内5圏域でそれぞれ空家対策関係市町村会議を開催し、先進事例の紹介をするなどしつつ、全ての市町村での空家等対策計画の策定や除却補助制度の創設をして頂くように助言をしてまいります。

加えて、議員のご提案の通り今後も住民生活に被害をもたらすおそれのある**危険な空家を減らしていくという課題**に対応していくため、県の補助制度に新たに**国庫補助制度**を併用できるようにするなど、個人負担の更なる軽減を図り、空家の除却を進めてまいります。

**特定空家等の危険な空家の除却に対する補助の拡充がスタートします。**

岐阜県議会議員 **Onda Yoshiyuki**

**恩田よしゆき**

岐阜県議会議員 恩田よしゆき事務所  
〒501-2104 岐阜県山県市東深瀬846-1  
TEL 0581-32-9597 FAX 0581-32-9598  
HP 恩田よしゆき 検索   
岐阜県議会議員 恩田よしゆき後援会 討議資料 No.22



# 危険な空家の除却に対する取組みについて。



## 岐阜県内25年間で 空家2倍以上に増加

総務省によると平成30年の住宅・土地統計調査では全国の空家が848万戸、空家の数は平成5年から25年間で1.9倍に増加し、岐阜県におきましても、平成5年の調査では6万2,000戸であった空家が、平成30年までの25年間で2倍を超える13万9800戸に増加して、空家率は15.6%、7軒に1軒が空家の状態となっています。

全国的に空家の増加が大きな問題になっております。各自治体で空家や対策はリノベーション等の利活用の取組みが進められてはおりますが、本質問では増加が止まらない『特定空家等』の積極的な除却の観点から提案をさせて頂きました。

### 特定空家等とは？

特定空家等とは、倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態。著しく衛生上有害となるおそれのある状態。適切な管理が行われないことにより著しく景観を損なっている状態。その他周辺生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にある空家等をさします。平成27年の空家対策特別措置法の施行と共に、市町村でも空家対策を進めるべく各種計画が進められているものの、残念ながら空家等並びにこの特定空家等は増加し続けています。

## 空家等対策の推進に関する特別措置法の公布

全国的に空家が増加し適切な管理が行われていない空家等が防災や減災、景観等の地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしており、地域住民の生命や身体、財産の保護や生活環境の保全、空家等の活用のための対策が必要とされ、平成26年には空家等対策の推進に関する特別措置法が公布され、平成27年から施行されました。

勿論、空家あるいは特定空家は個人の財産であり個人の責任で管理を行い、修繕や除却も実施し

なければなりません。しかし、所有者が不明なケースや年金生活の方や生活保護の受給者など適切な管理が困難なケースも見受けられます。

例えば、自己破産をされたケースですと破産管財人が債務者の財産を包括的に管理・換価、または総債権者に公平に配分します。その際に不動産などで資産価値の認められないものや売却が困難な不動産等に関しては破産財団からの放棄がなされ不動産を破産者に戻されます。

## 積極的な特定空家等の除却に向けて

所有者が責任を持って管理を実施する事は大前提ではありますが特定空家等の増加に歯止めがかからない現状を勘案すると今後、略式代執行や行政代執行を政策的に進めていく必要があります。又、県内の市町村で空家等の除却等に関する補助

制度を整備している自治体は14あり、県は各市町村が行う空家の除却に関する事業の3分の1を支援していますが今後も増加が想定される空家等に対する積極的な除却の観点から補助率を上げて支援をしていくべきとも考えます。